

食安検発第0520001号
平成20年5月20日

各検疫所長 殿

医薬食品局食品安全企画情報課
検疫所業務管理室長
(公印省略)

食品衛生法第28条第4項の規定に基づく収去食品等の試験に関する事務の登録検査機関への委託の指示について（添加物、器具、容器包装及びおもちゃ）

食品衛生法（昭和22年法律第233号）第28条第4項の規定に基づく試験に関する事務（以下「試験事務」という。）の登録検査機関への委託については、平成16年12月2日付け食安発第1202003号「食品衛生法第28条第4項の規定に基づく収去食品等の試験に関する事務の登録検査機関への委託について」（以下「部長通知」という。）により通知したところです。

今般、平成20年3月31日付け食安検発第0331001号「平成20年度輸入食品等モニタリング計画の実施について」の記3（3）の別途指示するとしている添加物の成分規格の検査及び器具・容器包装・おもちゃに係る合成樹脂の成分規格の検査については、当該検査のうち試験に関する事務の一部について、部長通知の別添の1の（2）に基づき、登録検査機関に委託することとしたので、下記に留意の上、その実施に当たられるようお願いします。

記

1. 登録検査機関に委託を行うための検査件数等については、当室より別途指示する。
2. 上記1において検体件数の割り振りがあった検疫所のうち、登録検査機関と委託契約を行う検疫所については、当室より別途指示する。
3. 部長通知の別添の3（1）に関連し、地方厚生局における食品衛生法第41条の規定に基づく適合命令等の発出及びその改善確認の状況については、必要に応じ別途情報提供する。